

産前産後期間の保険料減免のご案内

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、子育て世代の経済的負担の軽減等を図る観点から、令和6年1月より、出産被保険者等に係る産前産後の期間相当分の保険料減免がはじまりました。

三建国保でも下記のとおり実施しますのでご案内します。

○減免の対象となる人

出産した（予定含む）組合員または家族

*出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産も対象になります

○減免になる月

出産（予定）日の前月から翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合は産前産後3か月の合計6か月間

*ただし、令和6年1月から制度が始まるため、5年11月出産の場合は6年1月分のみ、5年12月出産は6年1～2月の2か月間、6年1月出産は1～3月の3か月間のみ減免になります

○減免の金額

出産した（予定含む）組合員または家族の保険料全額

○還付の方法

減免の対象となる最終月の口座振替を確認の後、対象となった月数分をまとめて還付します

○申請の方法

ご所属の支部窓口にある申請書に必要事項を記入して提出してください